議 第 3 号令和元年6月14日提出

専決処分の報告について

令和元年度熊本市国民健康保険会計補正予算を次のように専決処分したので、報告 するとともに承認を求める。

熊本市長 大西一史

(提出理由)

平成30年度の熊本市国民健康保険会計において、歳出額が歳入額を上まわるため、所要の専決処分をしたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定に基づき、市議会の承認を求めるものである。

令和元年度熊本市国民健康保険会計補正予算

令和元年度熊本市の国民健康保険会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,800,000千円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ81,812,260千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位:千円)

宗欠	項	補正前の額	補正額	計
10 国民健康保険料		14,335,551	2,800,000	17,135,551
	10 国民健康保険料	14,335,551	2,800,000	17,135,551
歳入	合 計	79,012,260	2,800,000	81,812,260

(歳 出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
80 繰上充用金		0	2,800,000	2,800,000
	10 繰上充用金	0	2,800,000	2,800,000
歳 出	合 計	79,012,260	2,800,000	81,812,260

(1)歲入歲出予算事項別明細書

			1
(単位:千円)	揾	17,135,551	81,812,260
	補正額	2,800,000	2,800,000
	補正前の額	14,335,551	79,012,260
1 総 括 (歳 入)	蒜	10 国民健康保険料	歳 入 合 計

(第二年)			(単位:千円)
蒜	補正前の額	補正額	計
80 繰上充用金	0	2,800,000	2,800,000
歳 出 合 計	79,012,260	2,800,000	81,812,260

2 歳 入

(単位:千円)

(款) 10 国民健康保険料		(項) 10 国	(項) 10 国民健康保険料			
α	2000年1110年	2.带丁二岁百	-1		節	X2#
П	備上に明めの		l a	区	金額	
10 一般被保険者国民健康	14,263,841	2,800,000	17,063,841	17,063,841 10 医療給付費分	3,800,000	
保険料				現年度分		
垾	14,335,551	2,800,000	17,135,551			
3 歳 出						(単位:千円)
(款) 80 繰上充用金		(項) 10 繰上充用金	操上充用金			
П	油工部の路	24.77. 第5	-1		節	무
П	作品に同じの合		п	区分	金額	
10 繰上充用金	0	2,800,000	2,800,000	2,800,000 22 補償補塡及び	2,800,000	
				賠償金		
垾	0	2,800,000	2,800,000			